

# 一般財団法人埼玉県警察福祉協会 WEBページ広告取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、一般財団法人埼玉県警察福祉協会(以下「協会」という)のWEBページ(以下「協会WEBページという」)を広告媒体として活用し、地域の安全安心活動を推進するなどの公益目的事業推進を図るための安定的な財源を確保するために必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本協会WEBページとは、協会が管理するWEBページのことをいう。
- (2) バナー広告とは、協会WEBページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

## (広告の種類)

第3条 本協会WEBページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という)とする。

## (該当業種又は事業者)

第4条 広告の掲載は、次の各号に定める業種又は事業者とする。

- (1) 防犯、交通施設、設備分野の各種物品紹介、販売
- (2) 警備業、探偵業等の案内
- (3) 福祉施設、福祉サービス、福祉用具等の案内、販売
- (4) 冠婚葬祭業者の案内
- (5) 保険、旅行会社等の親睦、福祉事業の運営に関わるサービス
- (6) その他、本協会が会員の親睦、福祉等にとって有用と認めるもの

## (掲載基準)

第5条 掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 責任の所在が不明確なもの
- (2) 内容が不明確なもの、あるいは虚偽又は誤認される恐れのあるもの
- (3) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (4) 著しく営利性を帯びたもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 社会問題等についての主義主張
- (8) 関係法令に違反するか若しくはその恐れのあるもの
- (9) その他、本協会が掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、一般財団法人埼玉県警察福祉協会会長(以下「会長」という)が別に定める。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第7条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、会長が指定する。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、1ヶ月単位とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、別途会長が定める。
- 3 会長は、複数月の掲載申し込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第9条 広告掲載希望者の募集は、本協会WEBページで公募する。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができる。

(広告掲載の申込)

第10条 本協会WEBページの広告掲載希望者は、WEBページ広告掲載申込書(第1号様式)により、郵送、FAX又はEメールで会長が指定する期間内に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第11条 会長は、第4条及び第5条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに条件等について広告掲載希望者に通知(第2号様式)する。

(広告掲載内容の承諾及び誓約)

第12条 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに、承諾書(第3号様式)及び誓約書(第4号様式)を提出するものとする。

(広告原稿の政策及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿(画像データ、ATL属性用の文章、リンク先URL)を会長が指定する期日までに指定する場所に掲出するものとする。

- 2 広告原稿(画像データ)は、広告主の責任及び負担で制作するものとする。

(広告掲載料)

第14条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、会長が決定する。

- 2 広告主は、広告掲載料を会長が指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第 15 条 広告の内容及びデザイン等については、本会WEBの信用性及び信頼性を損なうことのないよう、会長が審査を行うとともに、広告主と本会が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第 4 条に規定するものの他は、会長が別途定める。

(広告内容等の変更)

第 16 条 会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第 17 条 会長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿(画像データ他)の提出がないとき
- (3) 指定する期日までに承諾書及び誓約書の提出がないとき
- (4) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (5) 広告主、広告の内容又はリンク先、WEBページの内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (6) その他、本協会WEBページへの広告掲載が適切でないと会長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第 18 条 広告主は、自己の都合により、本会WEBページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により会長に申し出なければならない。
- 3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 19 条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済み月額総額とする。
- 3 第 1 項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第 20 条 広告掲載期間内に、本協会の都合で本協会WEB ページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、本協会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第 21 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを会長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(損害賠償)

第 22 条 広告主は第 17 条の規定に基づき広告掲載が取り消された場合は、本協会に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(リンク先)

第 23 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の 1 週間前までに本協会担当者に連絡するものとする。

(疑義等の決定)

第 24 条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第 25 条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 24 年 9 月 10 日から施行する。

第1号様式(第10条関係)

平成 年 月 日

(一財)埼玉県警察福祉協会WEBページ広告掲載申込書

(一財)埼玉県警察福祉協会長 様

(一財)埼玉県警察福祉協会WEBページ広告取扱要領の内容を了承し、次のとおり申込します。

広告掲載希望者	所在地		
	名称		
	代表者	役職名	
		氏名	
	担当者 ・ 連絡先	部署名	
		氏名	
		TEL	
		FAX	
	Eメール		
	業種		
掲載希望期間		平成□□年□□月□□日から平成□□年 月 □□日まで ( ヶ月)	
掲載希望枠数			
掲載希望ページ			
リンク先URL			
広告の内容 (バナーの内容案を ご記入ください)		ALT属性 広告 : _____	
		※ バナー広告原稿が既にある場合は、添付してお送りください。	